## 短期入所生活介護事業所 ゆうしゃいん庄原

# 重要事項説明書

2025年 8月 | 日改訂

社会福祉法人 優輝福祉会

## 重要事項説明書

(短期入所生活介護サービス)

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

#### I. 事業者

事	業	者	(	の	名	称	社会福祉法人 優輝福祉会
事	業	者	の	所	在	地	広島県三次市吉舎町吉舎606番地
法		人		種		別	社会福祉法人
代	表	者	(	の	氏	名	理事長 森重 利夫
電		話		番		号	0824-43-3121

#### 2. ご利用施設

施	設	の	名	称	短期入所生活介護事業所 ゆうしゃいん庄原
施	設	の所	在	地	広島県庄原市宮内町美湯6353番地
事	業	所	番	号	3472100514
管	理	者	氏	名	伊藤 昌代
電	話	番	号		0824-75-0310
F	Α	Х	番	号	0824-73-1050
ホ		ムペ	ー シ	)	https://www.yuukifukushikai.com/
У	ール	アド	レニ	ス	shobara@yuukifukushikai.com

#### 3. ご利用施設であわせて実施する事業

	事業の種類	広島県第	利用定	
	争未 0	指定年月日	指定番号	数
施設	地域密着型小規模 特別養護老人ホーム	平成23年5月1日	広島県3492100098号	22人
居宅	小規模多機能型居宅介護	平成23年5月1日	広島県3492100106号	29人

#### 4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し 、適切な短期入所生活介護を提供することを目的とする。
施設運営の方針	・要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ 自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事 等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことに より、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的 及び精神的負担の軽減を図る。 ・事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健 ・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的 なサービスの提供に努めるものとする。 ・利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得 ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限 する行為は行いません。

## 5. 施設の概要

## (I) 敷地及び建物

		敷 地	l, 891. 74㎡
		構造	鉄筋コンクリート造4階建(耐火建築)
建	物	延床面積	2, 956. 03㎡
廷	120	利用定員	22名
		利用定員(短期)	15名

#### (2) 居室

居室の種類	室数	面積	人あたりの面積
個 室	()室	m <sup>2</sup>	m <sup>*</sup>
3人部屋(短期専用)	室	33. 60 m²	II. 20 m <sup>2</sup>
4人部屋(短期専用)	室	43. 07 m²	10. 76 m²
4人部屋(短期専用)	室	43. 51 m²	10. 87 m²
4人部屋(短期専用)	室	44. 91 m²	II. 22 m²

## (3) その他主な設備 (特別養護老人ホームと共用)

設備の種類	数	面 積	人あたりの面積
食堂・機能訓練室	室	45. 57 m²	3. 038 m²
看護・介護職員室	室	13. 56 m²	
浴室	室	9. 91 m²	
機械浴室	特殊浴槽1台	m <sup>2</sup>	特養老人ホームと共用
便 所	6個所	55. 92 m²	
医 務 室	室	18. 15 m²	特養老人ホームと共用

## 6. 職員体制(主たる職員)

#### 令和6年||月|日現在

			区	<del>分</del>				
   従業者の職種	員数	常	常勤		常勤	指定基準	   保有資格	
(人) (1 · ) (1 · )	7,00	専従	<del>兼</del> 務	専従	兼 務	31/221		
施設長	1	1				I		
医師	1				- 1	I以上		
生活相談員	I		I			1	本体施設に配置	
介護職員	14	12	I	ı		5以上	介護福祉士4名	
看護職員	3	3				2以工		
機能訓練指導員	I	I				I以上	看護職員1名	
管理栄養士	1	1				I以上	管理栄養士 名	
介護支援専門員	ı		I				介護支援専門員 名	

#### 7. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯(8:30~17:00)常勤で勤務	月8~9日
生活相談員	正規の勤務時間帯(8:30~17:00)常勤で勤務	月8~9日

介護職員	早番 ( 7:00~15:30) 日勤 ( 8:30~17:00) 遅出 (10:30~19:00) 夜勤 (16:30~ 9:30) ・昼間 ( 8:30~17:00) は、原則として職員 名あたり入所 者5名のお世話をします。 ・夜間 (16:30~ 9:30) は、原則として職員 名あたり入所 者15名のお世話をします。	月8~9日
看護職員	・介護職員同様勤務体制 ・正規の勤務時間帯(8:30~17:00) ・夜間については、交代で自宅待機を行い緊急時に備えます。	月8~9日
機能訓練指導員	・看護師同様勤務体制	
医師	週1日(木曜日)、14:30~15:30まで勤務	
管理栄養士	正規の勤務時間帯(8:30~17:00)非常勤で勤務	

## 8. 営業日及びご利用の予約

営業日	年中無休
ご利用の予約	ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日の2カ月前から受け付けております。

## 9. 施設サービスの概要と利用料(法定代理受領を前提としています)

#### (1)介護保険給付サービス

「川介護保険給付サ			
種類	内 容	利用料	
食事の介助	・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食 7:30~ 8:30 昼食12:00~13:00 夕食18:00~19:00	食費は給付対象外です。	
排泄の介助	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、1日4回の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換を行います。 ・週2回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は機械を用	介護保険負担割合証に 応じて、お支払いして いただきます。	
入冶の作助	いての入浴も可能です。		
着替え等の介助	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを 行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な 整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は週   回、寝具の消毒は 適宜実施します。	介護保険負担割合証に 応じて、お支払いして いただきます。	
機能訓練	・入所者の状況に適合した機能訓練を行い、 生活機能の維持・改善に努めます。 (当施設の保有するリハビリ器具) 歩行器 2 機 車椅子 7 機		

## (注) おむつ代は、介護保険給付となっていますので、ご負担の必要はありません。

	<del>,</del>	
健康管理	・常に入所者の健康の状況に注意し、必要に 応じて健康保持のための適切な措置をとりま す。 ・緊急等必要な場合には、主治医あるいは協 力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 (当特別養護老人ホームゆうしゃいん 庄原の嘱託医師) 氏 名:演﨑 政宏 診療科:内科(庄原市国民健康保険総領 診療所) 診察日:毎週木曜日 14:30~15:30	介護保険負担割合証に 応じて、お支払いして いただきます。
相談及び援助	・当施設は、利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口)生活相談員 牧原 拓矢	
送迎	・身体状況等一定の基準に該当する方で、ご 自分で来所が困難な方は、リフト付き の送迎車で入退所の送迎を行います。	

#### (2)介護保険給付外サービス

種	類	内 容	利用料
食	事	・栄養士が作成する献立に基づき、利用者の栄養状態や身体状況に配慮したバラエティ豊かな食事を提供しています。また、栄養士が食材の検収を行うことで、新鮮で質のよい食材を安価に提供します。	
居	室	・プライバシーが保護され安心してゆっくり休んでいただける居室を提供いたします。	ただきます。
送	迎	・当施設の事業実施区域外の方、あるいは実施 区域内で特に送迎をご希望の方に、リフト付 きの送迎車で送迎を実施します。	
レクリエ ン行		・当施設では、レクリエーション行事を 用意しております。参加されるか否か任 意です。	施設外レクリエーションについて実費( 交通費・入場料等)

<sup>(</sup>注)居室に係る滞在費及び食費については、負担限度認定証に記載された額によるものとします。

#### 10. 施設利用に当たっての留意事項

	1				面会可能時間は、10:00~16:00 の間です(事前予約必要)。感染症の
47.	  来 訪 · 面 会	<b>=</b>	_	状況により変更となる場合があります。	
木		山云	来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。		
					来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
۵L	出・外		al sa	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出てくださ	
/r	Щ	•	71	/1	۱٬۰
嘱託医師以外の		の	利用者の受診の場合には、状態に合わせて受診します。その介添えに		
医療機関への受診			の受	き診	ついてもできるだけ配慮します(原則は家族の方で受診)。

足	室・説	。借		施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。
	其の	利	· 用	これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくこ
石口	A 0)	ሊገ	ΛIJ	とがあります。
喫	煙・	飲	酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
<del>'</del>	庄 ·	趴	冶	飲酒は医師が制限された方を除き、相談に応じます。
7水	武 行	<b>4</b>	等	騒音等他の管理者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、やみく
还	惑 行	祠	寸	もに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所	持品 σ	)管	理	利用開始時に所持品のチェックを行い、管理をさせていただきます。
珥	金等の	、告	理	現金等の管理は致しかねます。持ってこられた現金等の管理は自己責
九	立 寸 0	) 官		任でお願いいたします。
宗	教	活	動	施設内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
政	治	活	動	
動	物	飼	育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
				職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)、
啦	職員に対す 暴力行為	+ +	る	職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つ
			等	けたり、おとしめたりする行為)及び職員に対するセクシャルハラス
抓		何	₹	メント(性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行
				為)は、厳に慎んでください。

#### 11. 衛生管理等について

- (I) 入所者利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の掲げる措置を講じます。
- ①施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に | 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施します。
- ④①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対 処等に関する手順に沿った対応を行います。

#### 12. 業務継続計画の策定等について

- (I) 感染症や非常災害の発生時において、入所利用者に対する指定介護福祉施設サービスの 提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計 画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行います。

#### 13. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡	各先		
	氏	名	
	住	所	
	電話	番号	
	続	柄	

#### ■協力医療機関

医療機関の名称	庄原赤十字病院
院 長 名	鎌田耕治
所 在 地	広島県庄原市西本町二丁目7番10号
電 話 番 号	0824 - 72 - 3111
診療科	内科・消化器内科・腎臓内科・糖尿病内科・循環 器内科・脳神経外・小児科・外科・透析外科・整 形外科・皮膚科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・ 産婦人科麻酔科・放射線科・リハビリテーション 科
入 院 設 備	有

医	療	機	関	の	名	称	高場クリニック
院			長			名	高場 憲夫
所			在			地	広島県三次市三良坂町三良坂877-5
電		話		番		号	0824 - 44 - 2057
診			療			科	内科、小児科
入	1	院		設		備	無

医 療	機関	の名	称	庄原市国民健康保険総領診療所
院	長		名	濵﨑 政宏
所	在		地	広島県庄原市総領町下領家 71 番地
電	話	番	号	0824 - 88 - 2611
診	療		科	内科
入	院	設	備	無

#### 14. 事故発生時の対応について

- (I) 当事業所は、万全の体制で指定サービスの提供に当たりますが、万一、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、関係市町村等に連絡をするとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大防止など必要な措置を講じます。
- (2) 当施設の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体、財産等に損害を与えた場合には、誠意を持って速やかに損害賠償を行います。その為に損害保険を付保します。

但し、その損害の発生について利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者 の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合には、当施設の損害賠償責任を減 じる場合があります。また、施設の責に帰すべき事由がない限り賠償責任を負いません。

#### 15. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「介護老人福祉施設ゆうしゃいん庄原消防計画」 にのっとり対応を行います。						
近隣との協力関係	消防署と、非常時の相	目互の応援を約	)束しています。				
平常時の訓練等		別途定める「介護老人福祉施設ゆうしゃいん庄原消防計画」にのっ とり、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加し て実施します。					
	設備名称	個数等	設備名称	個数等			
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	なし			
	非難階段	なし	屋内消火栓	あり			
防災設備(特別	消火器	31本	自動火災報知機	あり			
養護老人ホーム	非常通報装置	あり	誘導灯	24個所			
と共通)	漏電火災報知機	あり	ガス漏れ報知機	あり			
	非常用電源	あり					
	カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しておりま						
	す。						
消防計画等	消防署への届出日:今	令和7年3月29日					
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	防火管理者:中所	英之					

#### 16. サービス提供に関する相談、苦情について

利用者およびその家族は、当事業者のサービスについていつでも苦情を申し立てることが できます。

#### (1) 苦情処理の体制および手順

- ①受付担当者は、苦情の内容及び申し出人の希望などを的確に把握する。
- ②苦情申し出人と管理者の話し合いによる解決を基本とする。
- ③前項の話し合いにあたり、申し出人または管理者は必要に応じ関係機関の立会いを求めることができる。
- ④事業者段階で解決できない場合は、運営適正委員会を紹介するなど必要な情報提供を行う。

#### (2) 苦情受付窓口

[解決責任者]	管理者	伊藤	昌代	TEL	0824-75-0310
[窓口担当者]	課長	片原	陽一	Fax	0824-73-0510
[安全対策担当者]	係長	荒木	強芳	Tux	0824 73 1030

ご意見箱(玄関に設置)での受付も致しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、 改善をさせていただきます。

#### (3) 第三者委員

上杉千恵美	電話番号(0824 - 73 - 0559)歌手
奥 易之	電話番号(0824 - 88 - 2548)無職
宮崎 文隆	電話番号 (0824 - 66 - 2317) 団体役員

#### (4) 公的機関(次の機関において苦情及び虐待の申し出等ができます。)

市町介護保険相談窓口等	住所・電話番号等	対応時間
庄原市生活福祉部 高齢者福祉課介護保険係	庄原市中本町一丁目 10-1 TEL 0824-73-1167 Fax 0824-75-0245	8:30~17:15
三次市福祉保健部 高齢者福祉課介護保険係	三次市十日市中二丁目 8-1 TEL 0824-62-6387 Fax 0824-62-6285	8:30~17:15
府中市健康福祉部 介護保険課介護福祉係	府中市府川町 315 Tel 0847 - 40 - 0222 Fax 0847 - 45 - 5522	8:30~17:15
広島県国民健康保険団体 連合会(国保連) 介護保険課	広島市中区東白島町 19-49 国保会館 Tel 082-554-0783 Fax 082-511-9126	8:30~17:15

#### (5) その他参考事項

- ①管理者は、利用者からの苦情に対し、必要があるときには市町村に連絡をします。
- ②管理者は、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力し、 また、国民健康保険団体連合会からの指導、助言に従って必要な改善を行います。

#### 17. サービスの第三者評価の実施状況

			実		施		日				
第三者による評価	1	あり	評	価	機関	名	称				
の実施状況			結	果	の	開	示	-	あり	2	なし
	2	なし									

#### 18. 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、社会福祉法人優輝福祉会ホームページに おいて公開しています。

#### 19. 秘密の保持と個人情報保護について

(1) 秘密の保持について	業務上知り得た利用者及び家族の情報については厳密に					
(1) 機造の保持について	保持します。					
	①この法人が取扱う個人情報は、その利用目的の範囲内で					
	のみ利用します。また、利用目的を遂行するために業務委					
	託をする場合並びに法令等の定めに基づく場合や、人の生					
	命、身体又は財産の保護のために必要とする場合をのぞい					
	て、個人情報を第三者へ提供することは致しません。					
(2) 個人情報の保護について	② 全ての個人情報は、不正アクセス、盗難、持出し等に					
(2)  個人    報の  木銭に りいし	よる、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないよう					
	に適正に管理し、必要な予防・是正措置を講じます。					
	③ 個人情報をもとに、利用目的内の業務を外部に委託す					
	る場合は、その業者と個人情報取扱契約書を締結するとと					
	もに、適正な管理が行われるよう管理・監督します。					
	④ 個人情報の本人による開示・訂正、利用停止等の取扱					

いに関する問合せは、各施設の部門長が随時受付け、適切
に対応します。また、個人情報の取扱いに関する苦情を受
付ける窓口を設け、苦情を受付けた場合には、適切かつ速
やかに対応いたします。

#### 20. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

[解決責任者] 管理者	伊藤 昌代	Tel 0824 - 75 - 0310
[窓口担当者] 課長	片原 陽一	Fax 0824 - 73 - 1050

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に 周知徹底を図っていきます。
- (5) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

#### 21. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(I)から(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得たうえで、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (I) 切迫性・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体 に危険が及ぶことが考えられる場合
- (2) 非代替性・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合
- (3) 一時性・・・入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合

			令和_	年_	月	日
当事業者は、短期入所サービス契約 て、サービス内容及び重要事項を説			甲に対して、	重要事項	説明書に基	甚づい
事 <b>当</b>	事業者名 業者住所 事業所名	広島県三 短期入所	法人 優輝 次市吉舎町 生活介護事 森重 利	吉舎 606 業所 ゆ		,庄原
	説明者	(職種)				
		(氏名)				
私は、本書面に基づいて乙の職員がす。	、6、 上	:記重要の	事項の説明	を受けた。	ことを確認	しま
(甲)利用者	住所					
	氏名					
利用者の家族等	住所					
	氏名					
	続柄	(			)	
署名代行者 私は、次の理由により、 ( 理由:	甲の意思	きを確認し	たうえ、上	.記署名を <sup>,</sup>	代行しまし	,た。 )
	住所					
	氏名					
	続柄	(			)	